

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	子ども・子育て支援法に基づく給付認定、利用者負担額等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業に係る給付認定や利用者負担額算定等に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福井県越前市長

## 公表日

令和5年8月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく給付認定、利用者負担額等に関する事務
②事務の概要	<p>越前市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。</p> <p>①教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に係る事務 1. 各給付認定申請・受付 2. 入所申込・受付・決定</p> <p>②利用者負担額等の算定に係る事務 1. 世帯員等住民税参照 2. 保育料算定・決定・徴収 3. 実費徴収に関する免除算定・決定・徴収</p>
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会&gt; 番号法第19条第7号 別表第二 116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市市民福祉部こども家庭課、越前市教育委員会教育振興課
②所属長の役職名	こども家庭課長、教育振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市市民福祉部こども家庭課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3006 越前市教育委員会教育振興課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-7452

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1 ②事務の概要	越前市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。	越前市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。	事後	子育てワンストップサービスへの対応のための変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 1 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー	1. 子ども子育て支援システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. 電子申請システム	事後	子育てワンストップサービスへの対応のための変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 5 ②所属長	子ども福祉課長 西川一栄、教育振興課長 奥山 茂夫	子ども福祉課長 渡辺亜由美、教育振興課長 奥山 茂夫	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	子ども福祉課長 渡辺亜由美、教育振興課長 奥山茂夫	子ども福祉課長 渡辺亜由美、教育振興課長 橋本尚子	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月21日	I 5 ②所属長の役職名	子ども福祉課長 渡辺亜由美、教育振興課長 橋本尚子	子ども福祉課長、教育振興課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年7月2日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	I 8 連絡先	こども福祉課	子ども福祉課	事後	誤記による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月1日	IVリスク対策			事後	新様式に追記
令和1年5月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成30年7月2日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年10月1日	評価書名	認定こども園・保育所・幼稚園の入退所、保育料に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援法に基づく給付認定、利用者負担額等に関する事務 基礎項目評価書	事後	誤記及び対象事務拡充による変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本市は、認定こども園・保育所・幼稚園の入退所、保育料に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本市は、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業に係る給付認定や利用者負担額算定等に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	誤記及び対象事務拡充による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年10月1日	公表日	令和元年6月17日時点	令和元年10月1日	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年10月1日	I 1 ①事務の名称	認定こども園・保育所・幼稚園の入退所、保育料に関する事務	子ども・子育て支援法に基づく給付認定、利用者負担額等に関する事務	事後	誤記及び対象事務拡充による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年10月1日	I 1 ②事務の概要	越前市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。  ①認定こども園・保育所・幼稚園の入退所管理 1. 申込受付 2. 入所審査 3. 入所決定 4. 決定通知  ②世帯状況、世帯員の所得に応じて保育料決定・徴収 1. 世帯員等住民税参照 2. 保育料算定 3. 保育料決定通知 4. 口座振替依頼 5. 振替(納付)結果消込	越前市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。特定個人情報ファイルの取得・使用にあたり、電子申請システムを使用する。  ①教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に係る事務 1. 各給付認定申請・受付 2. 入所申込・受付・決定  ②利用者負担額等の算定に係る事務 1. 世帯員等住民税参照 2. 保育料算定・決定・徴収 3. 実費徴収に関する免除算定・決定・徴収	事後	誤記及び対象事務拡充による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年10月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8,94の項	番号法第9条関係別表第一 94の項	事後	誤記による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年10月1日	I 4 ②法令上の根拠	〈情報照会〉 番号法第19条第7号 別表第二 13,116の項	〈情報照会〉 番号法第19条関係別表第二 116の項	事後	誤記による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年10月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年6月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和元年10月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和3年6月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	I 5 ①部署	子ども福祉課	こども家庭課	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年6月1日	I 5 ②所属長の役職名	子ども福祉課長	こども家庭課長	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年6月1日	I 8 連絡先	子ども福祉課	こども家庭課	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年6月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月10日	I 7 請求先	秘書広報課、0778-22-3428	人事・法制課、0778-22-3013	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない
令和5年8月10日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない